

修紅短期大学競争的資金等に関する内部監査内規

平成 29 年 3 月 14 日
学 長 制 定

(趣旨)

第 1 条 この内規は、修紅短期大学競争的資金等取扱内規第 8 条に基づき修紅短期大学(以下「本学」という。)における競争的資金等の会計管理等に関する内部監査の実施について、必要な事項を定めるものとする。

(監査の対象者)

第 2 条 監査の対象者は、競争的資金等の交付を受けた教員及びその競争的資金等に関する職員とする。

(内部監査部門及び監査担当者)

第 3 条 競争的資金等に係る内部監査を実施する組織として、本学競争的資金等取扱規程に定める最高管理責任者である学長の直轄的な組織として内部監査部門を設置する。

2 内部監査部門の責任者は、本学競争的資金等取扱規程に定める統括管理責任者である事務局長とする。

3 監査等担当する者は、専門的能力を有する者とし、次に掲げる者を選出するものとする。

(1)経理事務担当者 1 名

(2)競争的資金等応募担当者(教務学生課) 1 名

(3)その他監査責任者が必要と認める者を任命することができるものとする。

(監査担当者の権限)

第 4 条 監査は、監査対象者に対し、監査実施上必要な書類の提出及び説明を求めることができる。

2 監査は、必要に応じて本学に所属していない当該監査の関係者に内容の照会又は事実確認を要求することができる。

(監査対象者の協力義務)

第 5 条 監査対象者は、監査が効果的かつ円滑に実施できるよう積極的に協力しなければならない。

(監査実施の通知)

第 6 条 監査責任者は、監査の実施に当たり、あらかじめ実施日時を監査対象者に通知するものとする。ただし、緊急または必要と判断する場合は事前に通知することなく監査を実施することができる。

(監査の種類)

第 7 条 監査は、通常監査・特別監査・リスクアプローチ監査を行うものとし、手順等の詳細については、本学競争的資金等に関する内部監査マニュアルに定める。

(モニタリングの検証)

第 8 条 監査責任者は、本学のモニタリングが有効に機能する体制となっているか否かについて、検証を行わなければならない。

2 内部監査部門は、毎年度定期的に、ルールに照らして会計書類の形式的要件等が具備されているか等のチェックを一定数行うこととし、また、競争的資金等の管理体制の不備の検証も行う。

(内部監査部門による不正発生要因の分析)

第 9 条 内部監査部門は競争的資金等の運営及び管理に関し、本学の実態に即した不正発生要因を分析しなければならない。

2 内部監査部門は、前項により把握された不正発生要因に応じて、監査計画を立案し、随時見直し、効率化・適正化を図らなければならない。

(監査結果の説明等)

第 10 条 監査責任者は、監査の終了後、その結果を文書により監査対象者に通知し、監査対象者から当該文書について意見が述べられたときは、十分にこれを参酌し、監査報告書の作成に資するものとする。

(監査報告)

第 11 条 監査責任者は、内部監査終了後、速やかに結果をまとめた内部監査報告書を作成し、最高管理責任者に報告しなければならない。

(改善等の指示)

第 12 条 最高管理責任者は、前条の監査報告書により改善等の措置を講じる必要があると認めるときは、監査対象者に対し、業務改善等の指示を行うものとする。

2 監査対象者は、前項の指示を受けた場合には、書面によりその改善結果を最高管理責任者に報告しなければならない。

(他の監査機関との調整等)

第 13 条 内部監査部門は、監事及び会計監査人と十分に連携しなければならない。

(監査の業務)

第 14 条 内部監査部門の事務は、総務課において処理する。

(雑則)

第 15 条 この内規に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

(改廃)

第 16 条 この内規の改廃は、学長が行う。

附 則

この内規は、平成 29 年 3 月 14 日から施行する。